

介護保険負担限度額認定制度

※食費負担減免制度により、所得段階に応じて下記のとりの食費負担額になります。

食 費	第4段階	下記以外の方	1,445円
	第3段階	市町村民税世帯非課税 預貯金の総額が単身で500万円、夫婦で1500万円以下 所得と年金収入額合計が年間120万円超えの方	1,360円
		市町村民税世帯非課税 預貯金の総額が単身で550万円、夫婦で1550万円以下 所得と年金収入額合計が年間80万円超120万円以下の方	650円
	第2段階	市町村民税世帯非課税 預貯金の総額が単身で650万円、夫婦で1650万円以下 所得と年金収入額合計が年間80万円以下の方	390円
	第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 及び生活保護受給者	300円

基本食費	朝食	395円
	昼食	525円
	夕食	525円

※居住費負担減免制度により、所得段階に応じて下記のとりの居住費負担額になります。

居 住 費	第4段階	下記以外の方	1,171円
	第3段階	市町村民税世帯非課税 預貯金の総額が単身で500万円、夫婦で1500万円以下 所得と年金収入額合計が年間120万円超えの方	820円
		市町村民税世帯非課税 預貯金の総額が単身で550万円、夫婦で1550万円以下 所得と年金収入額合計が年間80万円超120万円以下の方	
	第2段階	市町村民税世帯非課税 預貯金の総額が単身で650万円、夫婦で1650万円以下 所得と年金収入額合計が年間80万円以下の方	420円
	第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 及び生活保護受給者	320円

保険給付 対象外費用	電気料	テレビやラジオ等コンセントを使用する際にご負担となります	1日 50円
	理容・美容代	美容日 第1金曜日 理容日 第3月曜日	2,000円